

軍事機密

別冊第一

防空

ニ關スル

第十五軍司令官  
第五飛行師團長

間協定

第十五軍作戦地域内ニ於ケル防空ニ關シテ  
(別冊)ノ通協定ス

昭和十七年八月十二日

第十五軍司令官

飯田祥二郎

第五飛行師團長

小畑英良

1239

第一、防空上ノ要地

協定第三條ニ基キ防空上ノ要地（以下防空要地ト略稱ス）ヲ左記ノ如ク指定ス

左記

(イ) 蘭貢地區

(ロ) マンダレー地区

(ハ) マグウエ及イエナギヤン地區

(ニ) ラシオ及ボードウイン地區

(ホ) 航空部隊展開中ノ飛行場地區

以上各地區ハ飛行場、市街、埠頭及重要資源地、  
帯ヲ含ミ其ノ外周十軒以内ノ範圍トス

### 第二、對空監視及警報

一第十五軍及第五飛行師團ノ配置スル對空監視網  
附圖第一、如ク狀況ノ許ス限り之ガ擴張強化ヲ圖  
ルベキモノトス

前項對空監視網ヲ變更シタル場合ハ相互ニ通報ス  
ニ空襲警報ノ發令及解除ハ第十五軍ニ於テ防空  
要地毎ニ要員施ス

但シ飛行場ニ於ケル自衛ノ爲、空襲警報ハ當該飛行場展開部隊ノ担任トス

### 第三、施設

一、航空情報ノ速達ヲ期スル爲、同地防空要地（之ニ準ズルモノヲ含ム）ニ在ル航地西部隊間ニ成ルベク直通電話線ヲ架設ス

二、防空要地内ニ在ル樞要地ト作戰飛行場（例ヘバ「イエ」  
「ンギヤント」  
「マグウエ」飛行場）間ハ常ニ緊密ナル連繫ヲ保  
持シ防空ニ遺憾ナカラシムルモノトス

三前二項ノ施設ハ原則トシテ第十五軍側ニ於テ担任シ  
概ネ九月三十日迄ニ完了スルモノトス

#### 第四、飛行ノ制限及通報

一、防空要地上空ノ飛行（飛行場附近上空及防空任務  
ニ基キ戦隊ノ飛行ヲ除ク）ハ止ムヲ得ザル場合外之ヲ

避クルモノトス

二、ムヲ得ズ該上空ニ進入スル場合ハ友軍識別記號ヲ

勵行スルモノトス

三、左記ノ場合ハ關係部隊相互ニ事前ニ通報スルモノハ

(1) 高射砲、實彈射撃演習  
(2) 飛行機、爆撃及空中射撃演習  
(3) 夜間飛行(作戦上企圖秘匿ノ要アル場合ヲ除ク)  
三、爆撃及空中射撃演習場ヲ選定セントスル場合ハ豫メ  
第十五軍司令官ノ承認(第十五軍内ニ在リテハ認可)ヲ  
受クルモノトス





附圖第一

對空監視網要圖

